

〔清掃条例施行規則〕の全部を改正する規則を次のように定める。

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則
(平5規則48・改称)

(廃棄物持込届書)

第1条 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年横須賀市条例第21号。以下「条例」という。)第25条第1項の規定により承認を受けようとする者は、廃棄物持込届書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により許可を受けた者(以下「許可業者」という。)が事業系一般廃棄物を搬入する場合は、廃棄物持込届書の提出を省略することができる。

2 木くず類(木製品及びせん定枝を除く。以下この項において同じ。)を搬入しようとする者は、廃棄物持込届書を当該木くず類を搬入しようとする日の6日前までに提出しなければならない。

(平5規則48・全改、平18規則7・一部改正)

(小動物の死体の排出等)

第2条 条例第21条第2項に規定する規則で定める一般廃棄物は、小動物の死体とし、同項の規定による届出をする者は、小動物死体処分依頼書(第2号様式)を提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、口頭によることができる。

(平5規則48・全改)

(浄化槽の清掃)

第3条 浄化槽の清掃を委託しようとする者は、あらかじめ浄化槽清掃委託申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(昭52規則47・昭58規則16・昭60規則33・一部改正)

(処理の委託)

第4条 前3条の規定による以外の場合で一般廃棄物の処理を委託しようとするときは、廃棄物臨時処理委託申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、口頭によることができる。

(昭52規則47・平5規則48・一部改正)

第5条 削除

(平5規則48)

(一般廃棄物処理業等の許可申請)

第6条 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

2 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第1項に規定する申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(第6号様式)によらなければならない。

(昭52規則47・全改、昭60規則33・平4規則45・平4規則53・平12規則43・平12規則100・平13規則59・平15規則70・一部改正)

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請)

第7条 法第7条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(第7号様式)を提出しなければならない。

(昭52規則47・全改、昭60規則33・平4規則45・平13規則59・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請等)

第8条 法第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第8号様式)を提出しなければならない。

(平13規則59・全改)

(一般廃棄物処理施設の変更許可申請等)

第8条の2 法第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第9号様式)を提出しなければならない。

(平13規則59・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可申請等)

第8条の3 法第9条の5第1項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設譲受(借受)許可申請書(第10号様式)を提出しなければならない。

2 法第9条の6第1項の規定による認可を受けようとする者は、合併(分割)認可申請書(第11号様式)を提出しなければならない。

3 法第9条の7第2項の規定による届出をするときは、相続届出書(第12号様式)を提出しなければならない。

(平13規則59・追加)

(許可証等)

第9条 条例第37条第1項に規定する許可証は、法第7条第1項若しくは第6項、法第7条の2第1項又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する許可にあっては、第13号様式、法第8条第1項又は法第9条第1項に規定する許可にあっては、第14号様式によらなければならない。

2 条例第37条第2項に規定する許可証又は認可証は、第15号様式又は第16号様式によらなければならない。

3 第6条第2項に規定する申請書に基づく許可の期限は市長が定める。

4 条例第38条の規定による許可証の再交付の申請をしようとする者は、許可証再交付申請書(第17号様式)を提出しなければならない。

(昭52規則47・全改、昭60規則33・平4規則45・平12規則43・平13規則59・平15規則70・一部改正)

(一般廃棄物処理業等の許可申請事項の変更)

第10条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは同法第38条の規定による届出をするときは、一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)許可申請事項変更(廃止・廃業等)届(第18号様式)を提出しなければならない。

2 法第9条第3項の規定による届出をするときは、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第19号様式)を提出しなければならない。

(昭60規則33・全改、平4規則45・平13規則59・一部改正)

(処理業等の許可の取消し等)

第11条 法第7条の3、法第7条の4、法第14条の3、法第14条の3の2、法第14条の6又は浄化槽法第41条第2項の規定に基づいて許可を取り消しするときは許可取消書(第20号様式)により、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずるときは事業停止命令書(第21号様式)により行う。

(昭52規則47・追加、昭60規則33・平4規則45・平6規則45・平13規則59・平16規則36・一部改正)

(業務実績報告)

第12条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者は、当該業務の実績を1月ごとにまとめ、翌々月の10日までに一般廃棄物処理業業務実績報告書(第22号様式甲)又は浄化槽清掃業業務実績報告書(第22号様式乙)を市長に提出しなければならない。

(昭52規則47・追加、昭54規則15・昭60規則33・昭62規則27・平4規則45・一部改正、平12規則43・旧第13条繰上、平13規則59・一部改正)

(浄化槽の使用開始報告書等)

第13条 浄化槽法第10条の2第1項に規定する報告書は、浄化槽使用開始報告書(第23号様式)によらなければならない。

2 浄化槽法第10条の2第3項に規定する報告書は、浄化槽管理者変更報告書(第24号様式)によらなければならない。

(平12規則43・全改、平13規則59・一部改正)

(廃棄物処理施設の使用前検査申請等)

第14条 法第8条の2第5項又は法第9条第2項の規定による検査を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第25号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第12条の4第1項に規定する申請書を受理して、法第8条第2項又は法第15条第2項に規定する申請書に記載した設置に関する計画に適合することを確認したときは、廃棄物処理施設使用前検査済証(第26号様式)を交付する。

(平4規則45・追加、平5規則48・平10規則58・一部改正、平12規則43・旧第15条繰上・一部改正、平13規則59・平16規則36・一部改正)

(廃棄物処理施設の維持管理状況の報告等)

第15条 廃棄物処理施設の管理者は、法第18条の規定により当該施設の維持管理の状況報告を求められたときは、廃棄物処理施設維持管理状況報告書(第27号様式)を提出しなければならない。

2 省令第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第28号様式)によらなければならない。

3 法第9条第4項の規定による届出をするときは、一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了届出書(第29号様式)を提出しなければならない。

- 4 法第9条第5項の規定による確認を受けようとする者は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第30号様式)を提出しなければならない。
- 5 浄化槽管理者は、浄化槽法第53条第1項の規定により浄化槽の保守点検の状況報告を求められたときは、浄化槽保守点検状況報告書(第31号様式)を提出しなければならない。
- (昭52規則47・旧第14条繰下・一部改正、昭60規則33・一部改正、平4規則45・旧第15条繰下・一部改正、平5規則48・一部改正、平12規則43・旧第16条繰上・一部改正、平13規則59・一部改正)
- (産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書等)
- 第15条の2 省令第12条の7の7第2項に規定する届出書は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(第40号様式)によらなければならない。
- 2 省令第12条の7の7第4項に規定する受理書は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届受理書(第41号様式)によらなければならない。
- 3 省令第12条の7の7第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書(第42号様式)によらなければならない。
- (平16規則36・追加)
- (廃棄物処理施設の許可の取消し等)
- 第16条 法第9条の2の2又は法第15条の3の規定に基づいて許可を取り消しするときは許可取消書(第32号様式)により、法第9条の2若しくは法第15条の2の6又は浄化槽法第12条第2項の規定に基づいて改善を命ずるときは廃棄物処理施設(浄化槽)改善命令書(第33号様式)により、期間を定めて処理施設又は浄化槽の使用の停止を命ずるときは廃棄物処理施設(浄化槽)使用停止命令書(第34号様式)により行う。
- (昭52規則47・全改、昭60規則33・一部改正、平4規則45・旧第17条繰下・一部改正、平5規則48・平6規則45・平10規則58・一部改正、平12規則43・旧第18条繰上・一部改正、平13規則59・平15規則70・一部改正)
- (技術管理者の変更の報告)
- 第17条 浄化槽法第10条の2第2項に規定する報告書は、技術管理者変更報告書(第35号様式)によらなければならない。
- (昭60規則33・全改、平4規則45・旧第18条繰下・一部改正、平12規則43・旧第19条繰上・一部改正、平13規則59・一部改正)
- (廃棄物減量等推進員の任期)
- 第18条 廃棄物減量等推進員の任期は2年とする。ただし、補欠の廃棄物減量等推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (平5規則48・追加、平12規則43・旧第20条繰上)
- (再生利用等促進物等の指定)
- 第19条 市長は、[条例第14条第1項](#)又は[条例第27条第1項](#)の規定に基づき再生利用等促進物又は適正処理困難物を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- (平5規則48・追加、平12規則43・旧第21条繰上)
- (多量排出事業者)
- 第20条 [条例第16条第1項](#)に規定する多量排出事業者は、日量平均50キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する者とする。
- (平5規則48・追加、平12規則43・旧第22条繰上)
- (事業系一般廃棄物減量化等計画書兼実績書)
- 第21条 [条例第16条第1項](#)に規定する計画書及び実績書を提出する者は、事業系一般廃棄物減量化等計画書兼実績書(第36号様式)により、毎年5月31日までに提出しなければならない。
- 2 [条例第16条第2項](#)の規定による届出をする者は、事業系一般廃棄物減量化等計画書変更届(第37号様式)を提出しなければならない。
- (平5規則48・追加、平12規則43・旧第23条繰上・一部改正、平13規則59・一部改正)
- (事業系一般廃棄物管理責任者選任届等)
- 第22条 [条例第17条第2項](#)の規定による届出をする者は、事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届(第38号様式)により、選任又は変更した日から30日以内に提出しなければならない。
- (平5規則48・追加、平12規則43・旧第24条繰上・一部改正、平13規則59・一部改正)
- (事業系一般廃棄物の排出)
- 第23条 [条例第22条第2項](#)に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業者が次に掲げる要件に該当する場合
- ア 事業のための事務所、事業所、工場、店舗その他の施設を有しないこと。
- イ 従業者(事業主を含む。)の総数が2人以下であること。
- ウ 事業系一般廃棄物の排出量が日量平均1キログラム未満であること。
- (2) 児童養護施設、特別養護老人ホームその他の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第6号までに掲げる施設、保育所、老人デイサービスセンターその他の同条第3項に規定する事業を行う施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設が日量平均50キログラム未満の事業系一般廃棄物を排出する場合
- 2 市長は、[前項](#)の排出量等を事業系一般廃棄物排出票(第24号様式の2)に基づき、確認しなければならない。
- (平10規則38・全改、平12規則43・旧第25条繰上、平12規則88・平15規則52・平21規則42・一部改正)
- (廃棄物管理票)
- 第24条 [条例第26条第1項本文](#)に規定する規則で定める者は、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)を本市の廃棄物処理施設又は処分地に搬入する者とする。
- 2 [条例第26条](#)に規定する廃棄物管理票は、[第39号様式](#)によらなければならない。
- (平6規則20・追加、平12規則43・旧第26条繰上・一部改正、平13規則59・一部改正)
- (開発事業の範囲)
- 第25条 [条例第29条](#)に規定する規則で定める開発事業は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その開発面積が500平方メートル以上のもの
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1項に規定する市街地再開発事業
- (4) 住戸数が20以上の共同住宅を建築する事業
- (平5規則48・追加、平6規則20・旧第26条繰下、平12規則43・旧第27条繰上)
- (処分費用の徴収)
- 第26条 [条例第35条](#)の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、市の廃棄物処理施設に搬入するときに徴収する。
- (平12規則43・全改)
- (縦覧の告示)
- 第27条 市長は、[条例第41条](#)の規定により法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下この条において「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間
- (3) 施設の名称
- (4) 施設の設置の場所
- (5) 施設の種類
- (6) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (7) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (8) 実施した生活環境影響調査の項目
- (平10規則65・追加、平12規則43・旧第33条繰上・一部改正)
- (身分証明書)
- 第28条 [条例第46条第2項](#)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第43号様式)による。
- (平18規則7・追加)

附 則
(施行期日)

- 1 [この規則](#)は、公布の日から施行する。
(経過規定)
- 2 [この規則](#)の施行前に改正前の清掃条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の廃棄物の処理及び清掃条例施行規則中これに相当する規定があるときは、改正後の同施行規則によってなされた処分又は手続その他の行為とみなす。
附 則(昭和52年10月11日規則第47号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をして使用することができる。
附 則(昭和54年3月31日規則第15号)
この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
附 則(昭和58年4月1日規則第16号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和58年10月1日規則第45号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和60年10月1日規則第33号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をし、又は従前の例により使用することができる。
附 則(昭和62年4月1日規則第27号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和63年10月25日規則第46号)
- 1 この規則は、昭和63年11月1日から施行する。
- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃条例施行規則第7号様式の規定に基づく許可証は、改正後の廃棄物の処理及び清掃条例施行規則第7号様式の規定に基づく許可証とみなす。
附 則(平成4年7月24日規則第45号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成4年10月9日規則第53号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成5年10月1日規則第48号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成6年4月1日規則第20号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成6年7月25日規則第42号)
この規則は、平成6年8月1日から施行する。
附 則(平成6年9月26日規則第45号)
この規則は、平成6年10月1日から施行する。
附 則(平成9年7月25日規則第48号)
この規則は、平成9年8月1日から施行する。
附 則(平成10年4月1日規則第38号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成10年6月10日規則第58号)
この規則は、平成10年6月17日から施行する。ただし、第28条の2の改正規定は、同年8月1日から施行する。
附 則(平成10年9月22日規則第65号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成12年3月31日規則第43号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成12年8月25日規則第88号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成12年12月25日規則第100号)
この規則は、平成13年1月6日から施行する。
附 則(平成13年3月30日規則第59号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成15年8月25日規則第52号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則(平成15年12月25日規則第70号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成16年4月1日規則第36号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成18年3月10日規則第7号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則(平成18年10月10日規則第95号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成21年4月1日規則第42号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成26年4月1日規則第37号)
この規則は、公布の日から施行する。

[第1号様式\(第1条関係\)](#)

(昭58規則45・全改、平5規則48・平6規則20・一部改正)

第1号様式(第1条関係)

廃棄物持込届書

No. _____

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
住 所			
氏 名			
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕			
電 話			
業 種			
廃棄物の種類			
車 両 重 量	kg	最大積載量	kg
廃 棄 物 の 発 生 場 所			
(事務処理欄)			

[第2号様式\(第2条関係\)](#)

(昭52規則47・全改、平5規則48・平6規則20・一部改正)

第2号様式(第2条関係)

小動物死体処分依頼書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住所	
ふりがな	
氏名	
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
電話	
廃棄物の種類	
収集日	
請求先	
(事務処理欄)	

[第3号様式\(第3条関係\)](#)

(昭52規則47・全改、昭60規則33・平6規則20・一部改正)

第3号様式(第3条関係)

浄化槽清掃委託申請書

(あて先)横須賀市長

年 月 日

申請者	住所		浄化槽所在地	(申請者の住所と異なる場合)
	ふりがな氏名	-----		名称
	型式容量		記事	
	使用開始年月日			

(事務処理欄)

--

[第4号様式\(第4条関係\)](#)

(昭52規則47・全改、平6規則20・一部改正)

第4号様式(第4条関係)

廃棄物臨時処理委託申請書

(この欄は、第2号様式に同じ。)

[第5号様式\(第6条第1項関係\)](#)

(昭52規則47・全改、昭60規則33・平4規則45・平6規則20・一部改正)

第5号様式(第6条第1項関係)

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市町	
住 所	
氏 名 ㊦	
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 条第 項の規定により の許 可を受けたいので、次のとおり申請します。	
事 業 の 開	廃 棄 物 の 種 類
の 用 施 に 設	業 務 の 種 類
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	
事 業 す の る 用 施 に 設	種類、数量、設置場所及び処理 能力
の 用 施 に 設	処理方式、構造及び設備の概要 〔業務の種類が収集又は運搬 の場合は、不要〕
事 業 開 始 予 定 年 月 日	従 業 員 数

添付書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項各号又は第10条の4第2項各号に規定する書類及び図面

[第6号様式\(第6条第2項関係\)](#)

(昭60規則33・追加、平4規則45・平6規則20・平12規則100・一部改正、平13規則59・旧第5号様式の2繰下)

第6号様式(第6条第2項関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名 ㊦	
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
営業所の所在地	
事業の用に供する施設の概要	

添付書類

環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項に規定する書類

[第7号様式\(第7条関係\)](#)

(昭52規則47・全改、平4規則45・平6規則20・一部改正、平13規則59・旧第6号様式繰下)

第7号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電 話	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 条第 項の規定により の変 更許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
許可の年月日及び許可番号	
変 更 の 内 容	事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	
変る用る 更事に施 に業供設 係のす	種類、数量、設置場 所及び処理能力 処理方式、構造及 び設備の概要
変 更 予 定 年 月 日	

添付書類

一般廃棄物処理業許可申請書の添付書類に準じた書類及び図面

[第8号様式\(第1面\)\(第8条関係\)](#)

(平13規則59・追加、平18規則95・一部改正)

第8号様式(第1面)(第8条関係)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日		
(あて先)横須賀市長		
住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕 電 話		
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種 類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石棉含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
着 工 予 定 年 月 日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		
許 可 の 年 月 日		
許 可 番 号		
一般廃棄物の処理施設の処理能力		
一般廃棄物処理施設の位置、構造等に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方法	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

[第8号様式\(第2面\)](#)

(平13規則59・追加)

第8号様式(第2面)

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画に係る事項(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処理方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	
	処 理 方 法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	
	処 分 方 法	
埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

[第8号様式\(第3面\)](#)

(平13規則59・追加、平15規則70・平16規則36・一部改正)

第8号様式(第3面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	本籍 住所
法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号リに規定する役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・ 呼称	本籍 住所

[第8号様式\(第4面\)](#)

(平13規則59・追加、平16規則36・一部改正)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

(あて先)横須賀市長		年 月 日	
		住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕 電 話	
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日			
許 可 番 号			
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更前	変更後
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日			
許 可 の 年 月 日			
許 可 番 号			

第9号様式(第2面)

(この面は第8号様式第3面に同じ。)

[第9号様式\(第3面\)](#)

(平13規則59・追加)

第9号様式(第3面)

(この面は、第8号様式第4面に同じ。)

[第10号様式\(第1面\)\(第8条の3第1項関係\)](#)
(平13規則59・追加)

一般廃棄物処理施設譲受(借受)許可申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名	
〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名 〕	
電 話	
譲受け(借受け)の相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	
譲受け(借受け)の許可の年月日	
譲受け(借受け)の許可番号	

第10号様式(第2面)

(この面は、第8号様式第3面に同じ。)

[第10号様式\(第3面\)](#)

(平13規則59・追加)

第10号様式(第3面)

(この面は、第8号様式第4面に同じ。)

[第11号様式\(第1面\)\(第8条の3第2項関係\)](#)
(平13規則59・追加)

合併(分割)認可申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
名 称 住 所 代表者の氏名 電 話	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人(分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人)の名称及び住所並びに代表者の氏名	
合併(分割)の方法及び条件	
合併(分割)の理由	
合併(分割)の時期	

第11号様式(第2面)

申請者			
(ふりがな) 氏名	住所		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
役職名・呼称			
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)			
発行済株式の総数	出資の額		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の額	本籍
		割合	住所

(注) 申請者の欄は、合併の当事者の連名とすること。

[第11号様式\(第3面\)](#)

(平13規則59・追加、平15規則70・平16規則36・一部改正)

第11号様式(第3面)

(ふりがな) 名 称		住 所	

合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する役員となる者

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

[第11号様式\(第4面\)](#)

(平13規則59・追加、平16規則36・一部改正)

第11号様式(第4面)

合併後存続する法人又は合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数			出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の額	本	籍
		割合	住	所

合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

第12号様式(表)(第8条の3第3項関係)
(平13規則59・追加)

第12号様式(表)(第8条の3第3項関係)

相続届出書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所 氏 名 電 話	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	
一般廃棄物処理施設の種別	
許可の年月日及び許可番号	
相続の開始の日	

(注) この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

[第12号様式\(裏\)](#)

(平13規則59・追加、平15規則70・平16規則36・一部改正)

第12号様式(裏)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人(相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(相続に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

[第13号様式\(第9条第1項関係\)](#)
(平13規則59・全改)

許 可 証

	横須賀市指令 第 号
	年 月 日
住 所	
氏 名	
	横須賀市長 <input type="checkbox"/>
年 月 日	日付けで申請のあった については、 第 条第
項の規定により、次のとおり許可する。	
1 許可年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可の期限	年 月 日
4 事業の範囲	
(1) 業務の種類	
(2) 廃棄物の種類	
5 許可の条件	
書換事由	

第14号様式(第9条第1項関係)

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証

<p style="text-align: right;">横須賀市指令 第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">横須賀市長 印</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 条第 項の規定により、 の許可を受けた 一般廃棄物処理施設であることを証する。</p>	
許 可 年 月 日	許 可 番 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
許 可 の 条 件	
留 意 事 項	

[第15号様式\(第9条第2項関係\)](#)

(平13規則59・追加)

第15号様式(第9条第2項関係)

廃棄物処理施設譲受(借受)許可証

横須賀市指令 第 号	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
横須賀市長 	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 条第 項の規定により、廃棄物処理施設 の 許可を受けた者であることを証する。	
許 可 の 年 月 日	許 可 番 号
廃棄物処理施設の設置 の場所	
廃棄物処理施設の種類	
設置の許可の年月日及 び許可番号	
許 可 の 条 件	

[第16号様式\(第9条第2項関係\)](#)

(平13規則59・追加)

第16号様式(第9条第2項関係)

合併(分割)認可証

横須賀市指令 第 号	
年 月 日	
住 所	
名 称	
代表者の氏名	
横須賀市長 印	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 条第 項の規定により、 の認可を受けた者であることを証する。	
許 可 の 年 月 日	許 可 番 号
廃棄物処理施設の設置の場所	
廃棄物処理施設の種類	
設置の許可の年月日及び許可番号	
合併後存続する法人又は合併によって設立される法人(分割により当該廃棄物処理施設を承継する法人)の名称及び住所並びに代表者の氏名	

[第17号様式\(第9条第4項関係\)](#)

(昭52規則47・旧第9号様式繰上・一部改正、平4規則45・平6規則20・平12規則43・一部改正、平13規則59・旧第8号様式繰下・一部改正)

第17号様式(第9条第4項関係)

許可証再交付申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の〕	
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
亡失又は損傷の 理 由	
(事務処理欄)	

添付書類

許可証(損傷の場合)

[第18号様式\(第10条第1項関係\)](#)

(昭52規則47・追加、昭60規則33・平4規則45・平6規則20・一部改正、平13規則59・旧第9号様式繰下・一部改正)

第18号様式(第10条第1項関係)

一般廃棄物処理業(浄化槽清掃業)許
可申請事項変更(廃止・廃業等)届

		年 月 日
(あて先)横須賀市長		
		住 所
		氏 名 ㊟
		[法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]
		電 話
(廃業等) ・変更	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変更(廃止・廃業等)年月日		
変更(廃止・廃業等)の理由		
(事務処理欄)		

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

添付書類

- 1 許可証
- 2 申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その書類

[第19号様式\(第10条第2項関係\)](#)
(平13規則59・追加)

第19号様式(第10条第2項関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	
変更の内容	軽 微 な 変 更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項
	(ふりがな) 生 年 月 日 本 籍
	氏 名 役職名・呼称 住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由	
廃止若しくは休止又は再開の年月日	

[第20号様式\(第11条関係\)](#)

(昭52規則47・旧第11号様式繰上・一部改正、平4規則45・平6規則20・一部改正、平13規則59・旧第10号様式繰下)

第20号様式(第11条関係)

許 可 取 消 書

住所		横須賀市指令	第	年	月	号	日	
氏名		様						
		横須賀市長					印	
年		月	日	付	第	号	で許可した	
については、		の規定に基づき次のとおり許可を取り消す。					に	
廃棄物の種類								
業務の種類								
取消事項								
取消理由								

[第21号様式\(第11条関係\)](#)

(昭52規則47・旧第12号様式繰上・一部改正、平4規則45・平6規則20・一部改正、平13規則59・旧第11号様式繰下)

第21号様式(第11条関係)

事業停止命令書

住所 氏名		様	横須賀市指令 第 年 月 日 号
			横須賀市長 印
年 月 日付け		第 号で許可した	
については、		の規定に基づき次のとおり事業の停止を命ずる。	
廃棄物の種類			
業務の種類			
停止を命ずる事項			
停止期間			
停止を命ずる理由			

[第22号様式甲\(第12条関係\)](#)

(昭62規則27・全改、平4規則45・平6規則20・平12規則43・一部改正、平13規則59・旧第12号様式甲繰下・一部改正)

一般廃棄物処理業業務実績報告書

年 月 日		
(あて先)横須賀市長		
住 所 氏 名 ㊟		
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
電 話		
年 月分		
業 務 の 種 類		
契 約 事 業 所 数		
実 働 延 人 員		
実 働 延 車 両 等		
廃 棄 物 の 種 類		
収 集 ・ 運 搬 (処 分) 量		
処 分 量 内 訳		
区 分	台 数 等	量
(事務処理欄)		

[第22号様式乙\(第12条関係\)](#)

(昭60規則33・全改、昭62規則27・平4規則45・平6規則20・平12規則43・一部改正、平13規則59・旧第12号様式乙繰下)

浄化槽清掃業業務実績報告書

年 月 日					
(あて先)横須賀市長					
住所					
氏名 ㊟					
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕					
電 話					
町 名	清掃した浄化槽の数		汚 泥 等 の 量		備 考
	500 人 以 下	501 人 以 上	500 人 以 下	501 人 以 上	
(事務処理欄)					

[第23号様式\(第13条第1項関係\)](#)

(昭60規則33・追加、平4規則45・旧第17号様式の2繰上・一部改正、平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第15号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第13号様式繰下)

第23号様式(第13条第1項関係)

浄化槽使用開始報告書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
浄化槽の規模	
設置場所	
設置の届出の年月日	
使用開始年月日	
技術管理者の氏名	
〔処理対象人員501人以上の浄化槽の場合に限る。〕	

[第24号様式\(第13条第2項関係\)](#)

(昭60規則33・追加、平4規則45・旧第19号様式の2繰上・一部改正・平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第17号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第14号様式繰下)

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
設 置 場 所	
変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称	
変 更 年 月 日	
(事務処理欄)	

第24号様式の2(第23条第2項関係)

事業系一般廃棄物排出票

事業者	名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	電話番号	
事業内容		
廃棄物の種類		
従業者数 (事業主を含む。)		
1日当たりの平均排出量		
(事務処理欄)		

[第25号様式\(第14条第1項関係\)](#)

(平13規則59・追加)

第25号様式(第14条第1項関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
許可の年月日及び 許 可 番 号	
設 置 場 所	
しゅん工の年月日	
使用開始予定年月日	
(事務処理欄)	

[第26号様式\(第14条第2項関係\)](#)

(平4規則45・追加、平5規則48・平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第18号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第15号様式繰下・一部改正)

第26号様式(第14条第2項関係)

廃棄物処理施設使用前検査済証

	許可番号	第	号
1	施設の種類		
2	設置場所		
3	申請者住所		
4	申請者氏名		
5	処理能力及び処理方式		
6	検査年月日		
	年	月	日
	横須賀市長		印

[第27号様式甲\(第15条第1項関係\)](#)

(昭52規則47・旧第18号様式甲繰下・一部改正、昭60規則33・一部改正、平4規則45・旧第20号様式甲繰上・一部改正、平5規則48・平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第19号様式甲繰上・一部改正、平13規則59・旧第16号様式甲繰下)

第27号様式甲(第15条第1項関係)

廃棄物処理施設維持管理状況報告書(し尿)

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
住 所			
管理者	氏 名	㊟	
住 所			
技 術 管 理 者	氏 名	㊟	
年 月 日	～ 年 月 日	施設の名称	施設の設置 場 所
量	項目		
最 大			
最 小			
平 均			

[第27号様式乙\(第15条第1項関係\)](#)

(昭52規則47・旧第18号様式丙繰下・一部改正、昭60規則33・一部改正、平4規則45・旧第20号様式乙繰上・一部改正、平5規則48・平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第19号様式乙繰上・一部改正、平13規則59・旧第16号様式乙繰下)

第27号様式乙(第15条第1項関係)

廃棄物処理施設維持管理状況報告書(ごみ・産業廃棄物)

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
住 所			
管 理 者			
氏 名		㊟	
住 所			
技 術			
管 理 者			
氏 名		㊟	
年 月 日～	年 月 日	施設の名称	施設の設置 場 所
項 目	施設の種類		

[第28号様式\(第15条第2項関係\)](#)

(平13規則59・追加、平16規則36・平18規則95・一部改正)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋 立 処 分 開 始 年 月	
埋 立 処 分 終 了 予 定 年 月	
放流水の水質及び当該測定に係る 放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の 3月31日までに埋立処分された一 般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立 処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理 の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額 及びその算定の基礎の概要	

(注) 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年^{総理府}厚生省令第1号)第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年^{総理府}厚生省令第2号)第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

第29号様式(表)(第15条第3項関係)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
住 所	
氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕	
電 話	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	
最 終 処 分 場 の 種 類	
設 置 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	

[第29号様式\(裏\)](#)

(平13規則59・追加、平18規則95・一部改正)

第29号様式(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日			
埋立処分終了年月日			
埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び形状	種	類	数
			形
			状

[第30号様式\(表\)\(第15条第4項関係\)](#)

(平13規則59・追加、平18規則95・一部改正)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日		
(あて先)横須賀市長		
住 所		
氏 名		
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕		
電 話		
設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類	数 量
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋 立 処 分 の 方 法		
埋 立 処 分 開 始 年 月 日		
埋 立 処 分 終 了 年 月 日		

第30号様式(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内容及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

[第31号様式\(第15条第5項関係\)](#)

(昭60規則33・追加、平4規則45・旧第20号様式の2繰上・一部改正、平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第20号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第17号様式繰下・一部改正)

第31号様式(第15条第5項関係)

浄化槽保守点検状況報告書

(あて先)横須賀市長		年 月 日	
		住所	
	浄化槽管理者	氏名	印
		住所	
	保守点検業者 又は技術管理者	氏名	印
年月日～年月日	浄化槽 の名称	浄化槽の 設置場所	
項目			
量			

[第32号様式\(第16条関係\)](#)

(平4規則45・追加、平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第22号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第18号様式繰下)

第32号様式(第16条関係)

許 可 取 消 書

住所		横須賀市指令 第 号
氏名 様		年 月 日
横須賀市長		印
年 月 日付け		第 号で許可した
ては、		の規定に基づき次のとおり許可を取り消す。 につい
施 設 の 種 類		
処理する廃棄物の種類		
設 置 場 所		
取 消 事 項		
取 消 理 由		

[第33号様式\(第16条関係\)](#)

(昭52規則47・旧第20号様式繰下・一部改正、昭60規則33・一部改正、平4規則45・旧第22号様式繰下・一部改正、平5規則48・平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第23号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第19号様式繰下)

第33号様式(第16条関係)

廃棄物処理施設(浄化槽)改善命令書

住所 氏名 様		横須賀市指令 第 号 年 月 日
第 条第 項の規定に基づき、次のとおり処理施設の改善を命ずる。		横須賀市長 [印]
設置場所		
施設の名称		
施設の種類		
期限		
命令事項		
改善を命ずる理由		
その他		

[第34号様式\(第16条関係\)](#)

(昭52規則47・旧第21号様式繰下・一部改正、昭60規則33・一部改正、平4規則45・旧第23号様式繰下・一部改正、平5規則48・平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第24号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第20号様式繰下)

第34号様式(第16条関係)

廃棄物処理施設(浄化槽)使用停止命令書

横須賀市指令 第 号	
年 月 日	
住所 氏名	様
横須賀市長 印	
第 条第 項の規定に基づき、次のとおり処理施設の使用の停止を命ずる。	
設置場所	
施設の名称	
施設の種類	
使用停止期間	
使用停止を命ずる理由	
その他	

[第35号様式\(第17条関係\)](#)

(昭52規則47・全改、平4規則45・旧第24号様式繰下・一部改正、平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第25号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第21号様式繰下)

技術管理者変更報告書

年 月 日		
(あて先)横須賀市長		
住 所 氏 名		
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
電 話		
施 設 の 種 類		
設 置 場 所		
変更後の技術管理者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	最 終 学 歴	卒業年月
	実務経験年数	
	資 格 の 種 類 (厚生大臣認定 講習修了)	
変 更 年 月 日		
(事務処理欄)		

[第36号様式\(表\)\(第21条第1項関係\)](#)

(平5規則48・追加、平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第26号様式(表)繰上・一部改正、平13規則59・旧第22号様式(表)繰下)

第36号様式(表)(第21条第1項関係)

事業系一般廃棄物減量化等計画書兼実績書

		年 月 日
(あて先)横須賀市長		
		住 所
		氏 名 ㊟
		〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
		電 話
建築物等	名 称	
	所在地	
管理責任者	職 名	
	氏 名	
建 築 用 途		
減量化、資源化及びその他適正な処理に関する内容	実績	
	計画	

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

[第36号様式\(裏\)](#)

(平5規則48・追加、平12規則43・旧第26号様式(裏)繰上、平13規則59・旧第22号様式(裏)繰下・一部改正、平26規則37・一部改正)

第36号様式(裏)

年 度 実 績						
処理区分 ごみの 種 別	発 生 量	内 訳			委託業者の名称	
		資源化量	自 己 処 理 量	そ の 他 処 理 量	資源回収	廃 棄 物 処 理
新聞・雑誌	トン	トン	トン	トン		
段ボール						
0 A 紙						
その他紙類						
厨 芥 類						
そ の 他						
合 計						
年 度 計 画						
処理区分 ごみの 種 別	発 生 量	内 訳			委託業者の名称	
		資源化量	自 己 処 理 量	そ の 他 処 理 量	資源回収	廃 棄 物 処 理
新聞・雑誌	トン	トン	トン	トン		
段ボール						
0 A 紙						
その他紙類						
厨 芥 類						
そ の 他						
合 計						

[第37号様式\(第21条第2項関係\)](#)

(平5規則48・追加、平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第27号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第23号様式繰下)

第37号様式(第21条第2項関係)

事業系一般廃棄物減量化等計画書(変更)届

		年 月 日
(あて先)横須賀市長		
		住 所
		氏 名 ㊟
		〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕
		電 話
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

[第38号様式\(第22条関係\)](#)

(平5規則48・追加、平6規則20・一部改正、平12規則43・旧第28号様式繰上・一部改正、平13規則59・旧第24号様式繰下)

第38号様式(第22条関係)

事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届

(あて先)横須賀市長		年 月 日	
		住 所	
		氏 名	㊟
		〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
		電 話	
建築物等	名 称		
	所 在 地		電 話
管 理 責 任 者	職 名		
	氏 名		
	選 任 (変 更) 年 月 日		

[第39号様式\(第1面\)\(第24条第2項関係\)](#)

(平6規則20・追加、平12規則43・旧第29号様式(1面)繰上・一部改正、平13規則59・旧第25号様式(1面)繰下)

第39号様式(第1面)(第24条第2項関係)

廃棄物管理票

交付年月日 年 月 日 交付番号()

排出事業者	住所 (所在地)	排出場所	(所在地)	検印 月 日
	氏名 (名称)		(名称)	
		作成者	(所属)	
		電 話	(氏名)	

廃棄物の種類(総重量)

収 集 運 搬 業 者			
住所(所在地) 氏名(名称)	電 話	受 領 印 月 日	横 須 賀 市 (排出事業者控)
	許 可 番 号		
	車 両 番 号		

紙色 クリーム色

[第39号様式\(第2面\)](#)

(平6規則20・追加、平12規則43・旧第29号様式(2面)繰上、平13規則59・旧第25号様式(2面)繰下)

第39号様式(第4面)

廃棄物管理票

交付年月日 年 月 日 交付番号()

排出事業者	住所 (所在地)	排出場所	(所在地)
	氏名 (名称)		(名称)
		作成者	(所属)
			(氏名)
	電話		

廃棄物の種類(総重量)

収集運搬業者		
住所(所在地) 氏名(名称)	電話	
	許可番号	
	車両番号	

横須賀市
(排出事業者送付用)

紙色 白色

[第40号様式\(第15条の2第1項関係\)](#)
(平16規則36・追加)

第40号様式(第15条の2第1項関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る
一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
届出者 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電 話	
産業 廃 棄 物 処 理 施 設	設 置 場 所
	施 設 の 種 類
	処 理 能 力
	許 可 年 月 日
	許 可 番 号
	処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類
	許 可 に 付 さ れ た 条 件
一般廃棄物の種類ご との 処 理 量 見 込 み	
備 考	

[第41号様式\(第15条の2第2項関係\)](#)

(平16規則36・追加)

第41号様式(第15条の2第2項関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る
一般廃棄物処理施設設置届受理書

		年 月 日
届出者 住所 氏名		
		横須賀市長 印
産業 廃 棄 物 処 理 施 設	設 置 場 所	
	施 設 の 種 類	
	許 可 年 月 日	
	許 可 番 号	
	処 理 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類	
	許 可 に 付 さ れ た 条 件	
処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類		
備 考		

[第42号様式\(第15条の2第3項関係\)](#)

(平16規則36・追加)

第42号様式(第15条の2第3項関係)

産業廃棄物処理施設設置者に係る
一般廃棄物処理施設変更(廃止)届出書

年 月 日		
(あて先)横須賀市長		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話		
産業廃棄物処理施設の 設置の場所		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
産業廃棄物処理施設の 種類		
処理する産業廃棄物の 種類		
一般廃棄物処理の事業 の廃止年月日		
備 考		

[第43号様式\(第28条関係\)](#)

(平18規則7・追加)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属 職 名 氏 名 年 月 日 生
<p>上記の者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第46条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。</p>	
年 月 日 交付	横須賀市長 

備考 写真は、縦2.8センチメートル、横2.3センチメートルとする。

(A8)

(裏)

<p>廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例(抜粋)</p>
<p>(立入調査)</p> <p>第46条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>